



平成 25 年 5 月 10 日

各位

会社名 フクビ化学工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 八木 誠一郎

(コード番号7871 大証・名証2部)

問合せ先 取締役常務執行役員 大畑 忠

電話番号0776 - 38 - 8002

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、当初平成 19 年 6 月 21 日開催の第 73 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、かつ、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を導入いたしました。その後、平成 22 年 6 月 18 日開催の当社第 76 期定時株主総会において、その内容の一部見直しを行った上で、継続することにつき株主の皆様にご承認をいただきましたが(以下、継続後の対応策を「現行プラン」といいます。)、現行プランの有効期間は、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の当社第 79 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとなっております。

当社は、現行プランの有効期間満了に先立ち、本日開催の当社取締役会において、現行プランを一部改定のうえ継続することを決議し(以下、本改定後に継続されるものを「本プラン」といいます。)、株主の皆様のご承認を得るために本プランを本定時株主総会に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本継続について決議した当社取締役会には、当社監査役 3 名(内 2 名は社外監査役)が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本継続に賛成する旨の意見を述べました。

なお、平成 25 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりです。また、当社は、本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

1. 当社における企業価値向上への取組み

(1) 企業理念と経営の基本姿勢

当社は、「独自の技術と絶対主義で、創造と進化に挑戦する開発型メーカー」という企業理念のもと、少子高齢化、先進国および新興国による急激なグローバル化、そして環境問題などが複雑に絡み合った社会構造自体の大きな変化に対応した新しい価値の創造に挑戦していくとともに、より一層の差別化を図るために、第三次中期経営計画(平成 24 年3月期～平成 26 年3月期)を策定いたしました。

第三次中期経営計画におきましては、

「化学に立脚し、新たな価値を創造、提案する」

「企業経営を通じて、環境共生型社会形成に貢献する」

という二つの長期経営ビジョンを掲げ、これらを実現すべく7つの基本戦略を策定しております。

- ① 当社グループにとっての成長分野を定めて、利益率の高いビジネスモデルを構築する。
- ② 当社グループにおける不採算分野を明確にし、事業の方向性を見極め健全な姿へと脱却する。
- ③ 競争力のある新たな要素技術を開発・確立し、高付加価値製品群を創出する。
- ④ バイオマス活用技術を確立し、将来の事業の核となる分野に成長させる。
- ⑤ 中国市場進出を足掛かりに、今後の海外展開における進出地域、事業領域を見極める。
- ⑥ インフラにおける成長阻害要因を浮き彫りにし、戦略的基盤を整える。
- ⑦ IFRS導入に伴う決算財務報告態勢並びに経営管理態勢を再構築する。

当社は、このような中期経営計画を達成することを当面の目標とし、企業価値および株主共同の利益の維持・向上を図ります。

(2) コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つと位置付けております。グループにとっての重要なステークホルダーであります株主、取引先および従業員にとっての企業価値の持続的な向上を図り、さらに、企業の社会的責任、社会的使命を果たしていくためにも、

- ① 意思決定機能と業務執行機能の分離による効率的な企業経営の実践
- ② 監視・牽制機能強化による企業経営の透明性・公正性の向上
- ③ 内部統制システム構築による適時かつ的確なリスクコントロール態勢の整備
- ④ 役職員の企業倫理・遵法マインドの徹底的な高揚

を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に向け不断の努力を続けております。

<会社の機関の基本説明>

当社は、取締役会および監査役会を設置しており、会計監査人の会計監査を受けております。

取締役会は、業務執行に専念する執行役員を選任し、関係会社を含む個別の事業部門および重要特命事項を、執行役員を含む幹部社員が一貫して運営する体制をとっております。

取締役会は、平成25年3月31日現在、社外取締役2名を含む12名で構成されており、一方、監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。

<会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況>

取締役会につきましては、定例・臨時の別を問わず、監査役出席のうえ開催されております。また、毎月開催され、決議機能を有する経営会議にも監査役が出席することにより、経営の透明性と監視体制の一層の強化を図っております。

当社は、業務執行の迅速化・効率化を目指して執行役員制度を導入しておりますが、執行役員は経営会議にオブザーバーとして出席する体制をとっております。また、社長以下社内取締役および一部執行役員による経営戦略会議（戦略確認、実施方針協議）を開催し、情報

の相互伝達と迅速な業務執行に努めております。

当社は、内部統制システムの構築を図るため、代表取締役社長直属の機関として内部監査室(専任の使用人を3名以上配置)を設置致しております。内部監査室は、定期、不定期に各部門の業務執行状況またはコンプライアンスの状況を監査する任務を負っております。監査結果は、監査役会および取締役会に報告され、必要に応じて是正措置が講じられる体制をとっており、引き続き監査態勢の強化に向けて鋭意取り組んでまいります。

当社は、コンプライアンスを内部統制システムの構築上、最重要課題の一つと位置づけており、代表取締役社長を委員長としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定やコンプライアンス態勢の基盤整備等を行っております。その一環として、グループ会社の全従業員に、フクビ・コンプライアンスマニュアルを配布し、コンプライアンスチェックリストによる定期点検や研修・朝礼等を通じてコンプライアンス重視の経営風土の一層の醸成に向けて役職員一丸となって取り組んでおります。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を設けております。

リスク管理につきましては、リスクを全社的に統括管理することを目的として、リスク統括部を管理本部に設置しております。リスク統括部では、内部監査室と協働で、グループ各社、各部門の業務プロセスより洗い出されたリスクのうち、当社の事業または財務内容に重大な影響を与える可能性があるとして選定されたリスク(選定リスク)に対する対応効果を監視・検証するとともに、リスク管理委員会を招集のうえ、少なくとも年に一度選定リスクあるいは対応策の見直し等重要点施策を決定しております。

このほかにも、職務権限規程や業務分掌規程などの組織規定やリスク管理規程の見直し等、内部統制システム構築のために必要な統制環境の整備を行っております。

2. 本プランの目的

当社は、当社株券等に係る大規模買付行為(本項末尾において定義されます。)が行われる場合でも、真に当社の企業価値および当社の株主の皆様の共同の利益に資するものであり、かつ、当社の利害関係者にとって有益であれば、これを否定するものではありません。しかしながら、上記のような当社の事業の実態とその特性に対する理解なしに当社の企業価値の把握は困難であります。大規模買付行為は、その目的等からみて企業価値および株主共同の利益を明らかに毀損するおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、あるいは対象会社である当社の取締役会や株主が大規模買付者(本項末尾において定義されます。)が提示する諸条件につき合理的な検討を加える十分な時間や情報が提供されないもの等、必ずしも当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益の維持・向上に資するとはいえないものも少なからず存在します。当社取締役会は、大規模買付者が行う大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えておりますが、株主の皆様に適切なご判断を行っていただくためには、下記 3.の「大規模買付時のルール」(以下「本ルール」といいます。)に定めるとおり、大規模買付者に対して情報提供の要請を行い、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益に適うか否か等について、現に当社の経営を担っている取締役会の評価・意見を含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠であると考えます。

当社取締役会は、本ルールを含む本プランについて当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本ルールに基づいて、大規模買付者に対して本ルールの遵守を求め、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合、または本ルールに則っていたとしても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合には、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものとし

す。

本プランにおいて、「大規模買付行為」とは、以下の①または②に該当する当社の株券等の買付け等(買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案をいいます。なお、当社取締役会が本プランを適用しない旨を別途決定したものを除きます。)をいい、かかる買付け等を行う者または行おうとする者を「大規模買付者」といいます。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付け等
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

3. 大規模買付時のルール

当社は、上述の考え方にに基づき、本ルールを定め、当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し本ルールを遵守することを求めることとします。なお、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合等には、当社は一定の措置を講じる場合があります。

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者には、当社株主の皆様および当社取締役会が、当該大規模買付行為が真に当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるか否かを判断するに足る、必要十分にして適切な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を大規模買付行為に先立って提出していただきます。

大規模買付者には、まず、大規模買付行為を行うに当たり、別途当社の定める書式により、①大規模買付者の氏名または名称、②住所または本店、事務所等の所在地、③設立準拠法、④代表者の氏名、⑤日本国内における連絡先、⑥大規模買付行為の概要、および⑦本ルールに定められた手続きを遵守する旨の誓約を明示した書面を提出していただきます(かかる書面を併せて以下「意向表明書」といいます。)。当社取締役会は、意向表明書の提出があった場合、速やかにこれを独立委員会(以下(3)および(4)参照)に提供します。なお、意向表明書および以下に定める買付説明書その他大規模買付者が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合、または②における株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書または自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けをいいます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項に定める者を除きます(以下、本書において同じ)。

当社は、上記①から⑦までのすべてが記載された意向表明書受領後 10 営業日以内(初日不算入)に、大規模買付者に対して大規模買付情報として記載していただく事項について書面(当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を送付し、大規模買付者には、当該書面に則って大規模買付情報を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社に提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書が提出された場合には、速やかに独立委員会に提供します。なお、ご提出いただいた買付説明書に記載された大規模買付情報が、当社取締役会および独立委員会の意見形成等のために十分でないと当社取締役会および独立委員会が判断した場合は、当社取締役会において適宜回答期限を定め追加的に情報提供を求めることがあります。また、意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提供された大規模買付情報、あるいはその他大規模買付行為に関連する諸情報で、当社株主の皆様判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては、その全部または一部を適切な方法にて開示いたします。

大規模買付情報として提出を要請する情報は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ(主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者(直接・間接を問いません。))の概要、経歴、事業内容、財務内容等
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為に際しての、第三者との間における意思連絡の有無、および意思連絡がある場合にはその内容(議決権の行使、取得株式の売却に関する意思連絡等を含みます。)
- ④ 買付け等の価額の算定根拠および買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、資金調達方法等)
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する、当社および当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、資本政策、配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する、当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策、ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑦ 当社および当社グループの顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係について、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑧ その他大規模買付行為の妥当性等を判断するために当社取締役会または独立委員会が必要と考える情報

(2) 当社取締役会による評価・検討

前項において必要十分にして適切な大規模買付情報が提供されたと認められた場合、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討して、大規模買付者との交渉、意見形成、または代替案策定等を行う一定の時間的猶予(以下「評価期間」といいます。)が確保されるべきであると思料し、大規模買付手法の態様により、以下の①または②に掲げる期間を評価期間として設定いたします。ただし、次項に定める独立委員会は、合理的な理由がある場合には、評価期間の延長を当社取締役会に対して勧告することができ、当社取締役会は、かかる勧告に基づき評価期間を合理的な範囲内で延長することができるものとします。この場合には、延長期間およびその理由を速やかに開示します。

- ① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合には 60 日間(初日不算入)
- ② ①以外の大規模買付行為の場合には 90 日間(初日不算入)

評価期間の開始日は、当社取締役会が決定のうえ、大規模買付者に対して通知します。当該期間中、独立委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報を評価・検討し、その審議結果を当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、提供された当該大規模買付情報に基づき自らも評価・検討を行ったうえ、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会の意見を取りまとめたうえで開示いたします。また、当社取締役会は大規模買付者と各種条件に関して交渉し、あるいは取締役会で取りまとめた代替案を株主の皆様へ提示する場合があります。大規模買付行為は、評価期間（評価期間が延長された場合には、延長後の期間をいいます。）が経過した後に初めて実施されるべきものとします。

(3) 独立委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報の評価・検討を行い、当社取締役会に意見を提出すること等を目的とし、これまでと同様に独立委員会を設置いたします。独立委員会は、当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者（会社経営に実績のある者または弁護士・公認会計士その他の社外の専門家・学識経験者）から構成されるものとし、その人数は 3 人以上とします。なお、独立委員会の規程の概要は別紙 2 のとおりであり、独立委員会委員候補者の略歴は別紙 3 のとおりです。

(4) 独立委員会の権限

独立委員会は、当社取締役会が大規模買付行為への対抗措置等を検討し決定するにあたり、評価期間内に以下の各項について審議のうえ決議し、その結果を理由・根拠等とともに当社取締役会に勧告します。

- ① 大規模買付者が濫用的買付け(以下 4.(2)に例示)を行う者に該当するか否か
- ② 新株予約権の無償割当てまたはその他の対抗措置を発動することの適否
- ③ 新株予約権の無償割当てまたはその他の対抗措置の中止、新株予約権の無償取得の適否
- ④ 評価期間の延長の要否
- ⑤ 追加的に大規模買付情報を求めるか否かの判断
- ⑥ 当社取締役会に対し代替案の提出を求めるか否か。代替案の提出を求めた場合は当該代替案の検討
- ⑦ その他当社取締役会が大規模買付行為に関して独立委員会に諮問した事項

なお、独立委員会は、上記のほか、本プランの修正または変更に関する事項その他当社取締役会が本プランに関して随時諮問する事項の審議を行い、当社取締役会に勧告することができるものとします。また、独立委員会は、その審議のために、当社の費用で経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等)の助言を得ることができるものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(1) 本ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が本ルールを遵守しない場合(提供された大規模買付情報が当社取締役会および独立委員会が検討するために必要な情報として不十分であると独立委員会が判断しその旨を当社取締役会に勧告した場合、または評価期間中に大規模買付行為が行われる場合を含みます。)、当社取締役会は、当社企業価値の維持および当社株主の皆様の共同の利益保護を目的として、新株発行、または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令、当社定款が取締役会の権限として認める措置(以下「対抗措置」といいます。)を講じることがあります。具体的な対抗措置につきましては、その時点で適法かつ相当であると認めるものを選択することとなります。なお、新株予約権の無償割当てをする場合の要項の概要は別紙4のとおりです。

(2) 本ルールが遵守された場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行うことはありますが、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの(以下に例示)と認められ、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらす等、当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等の適切と考えられる対抗措置をとることがあります。

なお、かかる対抗措置をとる際には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

明らかに濫用目的による大規模買付行為とは、例えば以下のものをいいます。

- ① 大規模買付者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で会社または会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付けを行っている場合
- ② 会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業情報、主要取引先・顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で株式の買付けを行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とする目的で株式の買付けを行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業に当面使われていない不動産、有価証券等の資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいはかかる配当による株価の上昇の機会をねらって株式の売りぬけをする目的で株式の買付けを行っている場合

- ⑤ 買付者の提示する買付方法が、最初の買付けで全株式の買付けを勧誘するのではなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にすることなく、公開買付け等の買付けを行う場合（いわゆる強圧的二段階買付け）

(3) 対抗措置の発動停止等

上記のと通りの対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該対抗措置の発動の停止、変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てをすることを決議した場合（以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）においても、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次の措置をとることができるものとします。

- ① 本新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 本新株予約権の無償割当ての効力発生後、行使期間開始日までの間は、本新株予約権を当社が無償取得する。

このような措置をとる場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴い株主および投資家の皆様に必要となる手続

当社取締役会にて、本新株予約権の無償割当てをすることを決議した場合には、割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）に本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込等の手続きは不要です。

本新株予約権の行使の手続（なお、当社は別紙 4 のとおり本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。）に係る具体的な方法の詳細は、本新株予約権無償割当ての決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

5. 株主および投資家の皆様に与える影響

(1) 本継続にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本継続にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、具体的な対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議を行

うことがあります。本新株予約権の仕組み上、株主および投資家の皆様(本プランにより本新株予約権を行使することのできない大規模買付者等を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、本新株予約権無償割当て決議がなされた後であっても、当社が本新株予約権の割当ての中止または本新株予約権の当社による無償取得を行う場合には、当社株式 1 株当たりの株式価値の希釈化は生じませんので、当社株式の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により損害を被ることがあります。

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、適用ある法令および金融商品取引所規則にしたがって、適時適切な開示を行います。

6. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成 25 年 6 月 21 日に開催される当社定時株主総会の終結の時から平成 28 年 6 月に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても独立委員会の勧告に基づき本プランを変更・修正する場合があります。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても本プランを廃止することがあります。

なお、関係法令の制定・改正や金融商品取引所の規則の制定・改正等により、本プランの変更・修正等が必要な場合には、当社取締役会の決議(必要に応じて独立委員会の勧告を求めることとします。)に基づき、本プランを変更・修正し、または合理的な範囲内で読み替えて運用することがあります。ただし、本プランの基本的な部分の変更・修正等につきましては、直近の定時株主総会に付議し株主の皆様の承認を得ることとします。

当社は、本プランの廃止または変更・修正(軽微なものを除きます。)がなされた場合には、情報開示を速やかに行います。

以上

当社の大株主の状況

平成 25 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社八木熊	2,574	12.49
長瀬産業株式会社	2,464	11.95
三井化学株式会社	2,002	9.71
三井物産プラスチック株式会社	983	4.77
株式会社福井銀行	710	3.45
株式会社北陸銀行	625	3.03
八木 誠一郎	611	2.96
蝶理株式会社	600	2.91
昭和興産株式会社	570	2.76
八木 信二郎	541	2.62
計	11,680	56.65

（注）1.持株数は千株未満を、持株比率は小数点第 3 位を四捨五入しております。

2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」という。）が当社株主総会で承認された場合に当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は 3 名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（会社経営の実績のある者または弁護士・公認会計士その他の社外の専門家・学識経験者）のいずれかに該当する者のなかから、当社取締役会が選任する。
3. 独立委員会の委員の任期は、原則として選任のときから 1 年とする。ただし、以下に定める事項のいずれかに該当するときは、その時点までとする。
 - ① 選任のときから 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結したとき
 - ② 当社社外取締役または当社社外監査役である委員が当社の取締役または監査役でなくなったとき（ただし、再任された場合を除く）
4. 各独立委員会委員または当社取締役会は、大規模買付行為の意向が表明されたときその他いつでも独立委員会を招集することができる。
5. 独立委員会の権限は以下のとおりとする。
 - (1) 独立委員会は、当社取締役会が本プランに基づき大規模買付行為への対抗措置等を検討し決定するにあたり、以下の各項について検討のうえ決議し、その結果を理由・根拠等とともに当社取締役会に勧告する。
 - ① 大規模買付者が濫用的買付けを行う者に該当するか否か
 - ② 新株予約権の無償割当てまたはその他の対抗措置を発動することの適否
 - ③ 新株予約権の無償割当てまたはその他の対抗措置の中止の適否。新株予約権の無償取得の適否
 - ④ 評価期間の延長の要否
 - ⑤ 追加的に大規模買付情報を求めるか否かの判断

⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求および当該代替案の検討

⑦ 上記各号のほか当社取締役会が大規模買付行為に関し独立委員会に諮問した事項

(2) 独立委員会は、前項各号のほか、本プランの修正または変更に係る承認その他当社取締役会が本プランに関して随時諮問する事項の審議を行い、当社取締役会に勧告することができる。

6. 独立委員会は、必要な情報の収集のため、当社に対して資料の提供を求めることができ、また、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、説明を求めることができる。

7. 独立委員会は、当社の費用で、経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ることができる。

8. 独立委員会の決議は、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議または電話会議の方法による場合の出席を含む。以下同じ）し、その過半数をもって行う。ただし、やむをえない事由がある場合には、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行うことができる。

独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、議決に加わることができない。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プランの独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

岩淵 滋

【略 歴】

昭和 27 年 1 月生

昭和 49 年 4 月 三井石油化学工業株式会社(現三井化学株式会社)入社

平成 15 年 10 月 同社執行役員 ポリエチレン事業部長

平成 17 年 4 月 同社執行役員待遇嘱託

株式会社プライムポリマー取締役 企画管理部長

平成 19 年 4 月 同社常務執行役員待遇嘱託

株式会社プライムポリマー取締役 企画管理部長

平成 19 年 6 月 同社常務執行役員待遇嘱託

株式会社プライムポリマー代表取締役社長

平成 21 年 6 月 同社専務執行役員待遇嘱託

株式会社プライムポリマー代表取締役社長

平成 22 年 4 月 同社専務執行役員

平成 22 年 6 月 同社専務取締役

平成 24 年 4 月 同社取締役

平成 24 年 6 月 同社常勤監査役 (現任)

勝木 重三

【略 歴】

昭和 13 年 9 月生	
昭和 36 年 4 月	株式会社福井銀行入行
昭和 42 年 2 月	公認会計士第三次試験合格
昭和 48 年 3 月	株式会社福井銀行退行
昭和 48 年 4 月	勝木公認会計士事務所開業（現在）
昭和 54 年 5 月～現在	日本公認会計士協会北陸会 (監事 幹事 副会長 会長) 相談役
昭和 54 年 6 月～平成 14 年 6 月	永昌監査法人（代表社員 理事長）
昭和 58 年 5 月～昭和 62 年 4 月	福井地方最低賃金審議会公益委員
平成 5 年 7 月～平成 10 年 6 月	日本公認会計士協会（常務理事）
平成 8 年 4 月	平成 8 年度前期福井県立大学オープンカレッジ講師
平成 11 年 11 月	黄綬褒章受章

前波 裕司

【略 歴】

昭和 42 年 12 月生	
平成 11 年 10 月	司法試験合格
平成 13 年 4 月	修習修了弁護士登録（福井弁護士会所属）
平成 13 年 10 月	前波法律事務所入所（現在）

以 上

新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 割当対象株主

当社取締役会が新株予約権の無償割当てに関する決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という。)で定める一定の日(以下「割当期日」という。)における最終の当社の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株を上限として本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当総数

割当期日における最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。)と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

4. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社の取締役会が適切であると認める場合には、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができるものとする。ただし、下記8.の規定に従い定められた行使条件等により本新株予約権を行使できない者が有する本新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者が有する当該新株予約権については、かかる取得の対象としないことができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間および行使条件等

本新株予約権の行使期間、行使の条件(大規模買付者を含む一定の範囲の者による権利行使は認められないとの行使条件を付すことがある。)その他の必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上